

東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務実施要領」
(以下、「実施要領」という。) のとおり。
- (3) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額 委託費の上限は14,989,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

※ 本公募は、東広島市議会の議決による令和7年度予算の成立後、速やかに事業開始することができるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。このため、予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うこととするが、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため、十分に留意の上参加すること。

2 業務の目的

「東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務実施要領」に記載のとおり。

3 プロポーザルの実施方針

- (1) プロポーザルは、東広島市契約規則その他関係例規に定めるもののほか、この説明書により、本件業務を受託する者(以下、「受託予定業者」という。)を選定する。
- (2) 受託予定業者の選定にあたっては、庁外の学識経験者等と東広島市の職員(5名)で組織する東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務受託予定業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において選定審査を行う。
- (3) 選定委員会は、選定審査において、企画提案書作成要領に基づく企画提案書を提出した者の中から本件業務の受託予定業者としてふさわしい者を特定する。なお、特定される者は複数の場合もある(以下、「特定者」という。)
- (4) 選定委員会は、特定者を複数選定した場合においては、特定者のうち最高得点者を本業務の受託予定業者として随意契約の見積書徴取の相手方とし、予定価格の範囲内での見積価格が提出された場合に契約の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数は2回までとする。
- (5) 見積書徴取の相手方が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合、又、随意契約の見積書徴取において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続を行うこととする。

4 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人格を有する団体であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による入札参加制

限を受けている者

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
 - エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又はプロポーザルの参加表明書提出締切日前6ヶ月以内に手形小切手の不渡りを出した者
 - オ プロポーザルの参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、東広島市の指名除外措置を受けている者
 - カ 手続開始の公告の日までに納めるべき市町村税又はその延滞金に滞納がある者（法人）
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は東広島市暴力団排除条例（平成23年条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にある者
 - ク 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- (2) 東広島市物品調達及び委託役務に係る競争入札参加資格を有し、物品調達及び委託役務の入札参加資格認定区分「各種行政計画・調査等」の登録事業者であること。
- (3) 広島県内に本店又は支店・営業所等があること。
- (4) 公告の日から起算して過去10年以内に、次の同種又は類似業務に係る公官庁の業務を履行し完了した実績があること。

同種又は類似業務：脱炭素先行地域計画提案書、地球温暖化対策実行計画、環境基本計画、低炭素まちづくり計画、環境モデル都市計画、環境未来都市計画など地球温暖化対策、SDGs未来都市等に係る各種プロジェクトマネジメント業務

- (5) 同種又は類似事業の業務に従事した実績を有する管理技術者及び担当技術者を配置できること。

5 プロポーザルの選定審査基準等

- (1) 企画提案者を特定するための審査基準は、別表「東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務委託事業者選定審査基準」のとおりとする。
- (2) 企画提案者の特定にあたっては、選定委員会において、審査項目ごとの加算方式（総合点の最高得点による競争）により、評価点の総合点が高い順に順位を決定する。なお、各審査委員が審査した評価点（最大評価点100点）が一人でも最低基準（60点）に満たない場合は、この者を特定しない。
- (3) 審査の結果、同点により2者以上が最高得点者となった場合は、見積額の低い業者を特定するものとし、見積額も同額の場合は選定委員会の委員長が各委員に諮り、特定するものとする。
- (4) 企画提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、最低基準点を超えた場合は、委託予定業者として特定する。

6 手続き等に係る担当課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
東広島市環境先進都市推進課
電話：082(420)0928 / FAX：082(421)5601
電子メール：hgh200928@city.higashihiroshima.lg.jp

7 プロポーザル図書の閲覧及び入手方法

- (1) プロポーザル図書
 - ア 東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務公募型プロポーザル説明書
 - イ 東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務公募型プロポーザル参加表明書作成要領
 - ウ 東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領
 - エ 東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務実施要領
 - オ 東広島市物品調達等及び委託役務に関するプロポーザル実施基本要領
- (2) 閲覧期間
公告の日から令和7年3月3日（月）午後5時まで
- (3) 閲覧場所
東広島市のホームページ、環境先進都市推進課
- (4) 入手方法
東広島市のホームページからダウンロードすること。

8 参加表明書及び企画提案書提出に関する質問の提出及び回答

- (1) 提出期限
令和7年2月19日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所
「6 手続き等に係る担当課」に同じ
- (3) 提出方法
別紙「参加表明書及び企画提案書提出に関する質問書（様式6）」に質問事項を記入の上、環境先進都市推進課に電子メールで送信すること。なお、電子メールで送信した後に環境先進都市推進課に電話で送信の有無を確認すること。
- (4) 回答方法
令和7年2月25日（火）までに、提出されたすべての質問の回答を一括して東広島市のホームページに掲示する。

9 参加表明書の提出手続き

- (1) 提出期限
令和7年3月3日（月）午後5時まで
- (2) 提出場所
「6 手続き等に係る担当課」に同じ
- (3) 提出方法
持参又は郵送とする。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに環境先進都市推進課へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「参加表明書在中」と朱書きして提出期限までに環境先進都市推進課に必着とすること。

(4) 提出書類及び部数

提出書類は次の表のとおりとし、日本工業規格によるA4判の規格、片面印刷とすること。

	提出書類	提出部数	備考
1	参加表明書（様式1）	1部	代表者印が必要
2	参加表明者における業務実績調書（様式2）	1部	
3	配置予定管理技術者業務実績調書（様式3）	1部	資格保有の場合は、保有することを証明する書類（写し）
4	配置予定担当技術者業務実績調書（様式4）	1部	
5	業務実績の内容を証明する書類（TECRIS等の写し）	1部	
6	市町村税納税証明書（滞納のない証明書）	1部	

なお、参加表明書の作成にあたっては、別紙「東広島脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務公募型プロポーザル参加表明書作成要領」を参照すること。

10 企画提案書の提出手続き

(1) 企画提案書の提出期限及び提出方法等

ア 提出期限

令和7年3月10日（月）午後5時まで

イ 提出場所

「6 手続き等に係る担当課」に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに環境先進都市推進課へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「企画提案書在中」と朱書きして提出期限までに環境先進都市推進課に必着とすること。

エ 提出書類及び部数

提出書類は次の表のとおりとし、日本工業規格によるA4判若しくはA3判の規格、片面印刷とすること。

なお、提案書の作成にあたっては、別紙「東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」を参照すること。

	提出書類	提出部数	備考
1	企画提案書（様式5）	左綴じしたものを7部	企画提案資料7部をまとめ、任意様式の提出鑑文を最上部に一枚添付（代表者印を押印）
2	業務工程計画表（参考様式）		
3	見積書（指定様式なし）	1部	代表者印が必要

※企画提案資料のプレゼンテーションは行わないことから、工夫したわかり易いものとする

(2) 企画提案資料に関する審査（書面による聞取り）の実施

提出された企画提案資料については、選定委員会において書面審査を行うこととし、選定委員からの質問事項がある場合は、質問を書面にまとめ、メールにより該当する企画提案者に送信するものとする。

ア 質問期限

令和7年3月13日（木）午後5時までに該当する企画提案者に対してメール送信を行う。

イ 質問に対する回答期限

令和7年3月19日（水）午後5時までに任意様式によってメールにより回答するものとする。

なお、追加資料の提出は不可とする。

電子メール：hgh200928@city.higashihiroshima.lg.jp

ウ 評価基準

別表「東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務委託事業者選定審査基準」のとおり。

エ 注意事項

回答期限までに回答がない場合は、失格とする。

(3) 特定・非特定理由に関する事項

ア 特定者及び非特定者に対して、その旨及び理由を郵送により通知する。

イ アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（書式自由。ただしA4用紙とする。）により本市に対して特定又は非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 特定又は非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、郵送により回答するものとする。

エ 特定及び非特定理由の説明受付の場所は、「6 手続き等に係る担当課」に同じ。

1.1 プロポーザルの主な日程

内容	日程	備考
手続開始の公告	令和7年2月10日（月）	
説明書等の閲覧期間	令和7年2月10日（月）から 令和7年3月3日（月）午後5時まで	東広島市ホームページに公開 環境先進都市推進課の窓口に 掲出
参加表明書及び企画提案書提出 に関する質問の提出期限	令和7年2月10日（月）から 令和7年2月19日（水）午後5時 まで	提出方法：電子メール
参加表明書及び企画提案書提出 に関する質問の回答	令和7年2月25日（火）	回答方法：一括してホームペ ージに掲載
参加表明書の提出期限	令和7年3月3日（月）午後5時 まで	提出方法：持参又は郵送
企画提案書の提出期限	令和7年3月10日（月）午後5時 まで	提出方法：持参又は郵送
企画提案書に対する質問事項の 送信	令和7年3月13日（木）午後5時 まで	通知方法：電子メール
企画提案書の質問事項に対する 回答期限	令和7年3月19日（水）午後5時 まで	回答方法：電子メール
選定審査（書面審査）	令和7年3月26日（水）予定	詳細については、別途通知す る。
特定・非特定の通知	令和7年3月下旬	通知方法：郵送

契約締結	令和7年5月上旬	
------	----------	--

※当業務について、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用するため、国の内示の時期により契約時期がずれ込む可能性がある。

12 その他

(1) 費用の負担

参加表明書及び企画提案書の作成等、プロポーザルに関する費用は、全て提出者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 参加表明書及び企画提案書が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

イ 参加表明書及び企画提案書が、市が定める要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

ウ 参加表明書及び企画提案書に、記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合

エ 参加表明書及び企画提案書に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

オ 参加表明書及び企画提案書に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合

カ 参加表明書及び企画提案書に、虚偽の内容が記載されている場合

キ 選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル説明書に定める手続は除く。）

ク 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

ケ 東広島市の審査の結果、参加資格がないと認められる場合

コ その他、プロポーザル説明書に違反すると認められる場合

(4) 業務委託契約に関する事項

契約は、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）に基づき行う。

(5) その他

ア 参加事業者は、参加表明書及び企画提案書の提出をもって本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加表明書及び企画提案書は、受注者の特定以外に使用しない。ただし、プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。

ウ 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、指名除外措置を行うことがある。

エ 参加表明書及び企画提案書は、審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。

オ 参加表明書及び企画提案書の提出後において、参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した担当者は、原則として変更することができない。ただし、傷病、死亡、退職等の極めて特別な理由がある場合には変更を行うことができることとするが、その場合にあっても同等以上の資格、

経験及び能力を有する者であるとの東広島市の了解を事前に得なければならない。

カ 参加表明書及び企画提案書は返却しない。

キ プロポーザルの結果については、公表するものとする。

ク 参加表明書及び企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

ケ プロポーザルの作成のために東広島市より受領した資料は、東広島市の了解なく公表、使用してはならない。

コ 参加表明書及び企画提案書の提出は、1者につき1提案に限る。

サ 参加表明書及び企画提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、「辞退届」（様式7）を提出するものとし、プロポーザルを辞退したものは、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

別表「東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務委託事業者選定審査基準」

評価項目		評価事項		配点
		評価基準		
事務的評価	参加表明者の評価	参加表明者の同種（類似）業務実績	業務遂行に十分な能力を有するか、同種（類似）業務の実績（件数、規模（契約金額））を評価する。	4
	配置予定技術者の評価	配置予定技術者の同種（類似）業務実績	管理技術者・担当技術者について、業務遂行に十分な能力を有するか、同種（類似）業務の実績（件数、規模（契約金額））を評価する。	3
	経費	次に示す算式により評価点を算定する。 $\text{評価点} = 3 \text{点} \times \left\{ 1 - \left[\frac{(\text{提案価格} - \text{最低提案価格})}{(\text{最高提案価格} - \text{最低提案価格})} \right]^2 \right\}$ ※提案価格とは、事業費積算書の積算金額とする。 ※小数点第1位以下は四捨五入する。 ※参加表明書提出事業者が1者である場合、当該項目は評価しない。 ※最高提案価格と最低提案価格の差が、最高提案価格の1%未満の場合、それぞれ3点とする。		3
審査員評価	業務内容	(1) 業務の実施方針	本市の提案書や、すでに採択されている他市町等の脱炭素先行地域の事業実施状況及び基本仕様書で定めた業務内容を十分理解したものであるか。	5
		(2) 実施計画	必要な作業項目、前後関係が整理されており、実現性のある計画が立てられているか。	5
		(3) 脱炭素推進協議会への支援内容	推進協議会及び事業者の役割分担が明確になっており、各取組所管事業者に対して効果的な支援内容となっているか。	10
		(4) 関係部門間の調整	全体のスケジュールの策定、各取組の特性を理解したうえ調整方法や支援内容が具体的なものになっているか。	10
		(5) 取組の進捗状況の収集・整理、可視化方法	各取組の進捗状況の把握について、具体的かつ的確な内容となっているか。（「脱炭素先行地域 取扱要綱」）	15
		(6) 取組の横展開に係る支援内容	各取組の市内他地域への展開の支援について、具体的かつ的確な内容となっているか	15
		(7) プロジェクトの管理の方式・進め方	・適切な進行管理や進捗管理の方式により運営が円滑に進む方式となっているか。 ・円滑な情報共有と合意形成が実現できると考えられるか。	15
		(8) 業務執行における発注者との打ち合わせ・協議等	業務執行にあたっての支援が、具体的かつ的確な内容となっているか。	5
		(9) アピールポイント	業務内容に有益なアピールポイントはあるか。	10
合計				100